

手数料表

サービスの職種及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後の事務費用	<u>1,000 円</u> 手数料の負担は求人者とします
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の定めの場合）当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定遺書や労働条件通知書等に記載されている額）の <div style="text-align: right;"><u>50%</u></div> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書に記載されている額）の <div style="text-align: right;"><u>50%</u></div> 手数料の負担は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介に加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <div style="text-align: right;"><u>50%</u></div> 手数料の負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

<返戻金制度について>当社は、紹介した方が短期退職した場合に手数料制度を設けています。条件等の詳細については、契約書または覚書の該当条項をご確認ください。